

○厚生労働省告示第四百六十五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。
平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一 安定化計画の作成指針（昭和六十六年厚生省告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第二の四の（二）中「社会保険事務所」を「全国健康保険協会」に改める。

第二に掲げる告示の規定中「政府」を「全国健康保険協会」に改める。

一 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条ただし書に規定する厚生労働大臣の指定する医療保険者（平成十一年厚生省告示第四百一十号）第一号

二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三号に規定する厚生労働大臣の指定する保険者（平成十九年厚生労働省告示第二百九十九号）第一号

三 国民健康保険の国庫負担金の算定等に関する政令附則第九号において準用する前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第三号ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の指定する被用者保険等保険者（平成二十年厚生労働省告示第二百三十九号）第一号

第三 児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等（平成十四年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

本財中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

第四 全国健康保険協会
次に掲げる告示の規定中「政府管掌健康保険」を「全国健康保険協会が管掌する健康保険」に改める。

一 送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）第二の四

二 受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号）第二の八

三 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第五百十号）第二の一の二

第五 次に掲げる告示の規定中、「（四）」を「（五）」に改める。

一 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五号第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号）様式第一及び様式第四

二 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第二百二十七号）様式第一

附則
一 この告示は、平成二十年十月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り替へて使用することができる。

○厚生労働省告示第四百六十六号
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十三条第三項の規定により申請のあった全国健康保険協会の定款、事業計画及び予算について認可したので、同条第六項の規定により、告示する。

平成二十年九月三十日
厚生労働大臣 舩添 要一
○社会保険庁告示第二十二号
健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十年九月三十日限り廃止する。

平成二十年九月三十日
社会保険庁長官 坂野 素治

一 健康保険法第六十号第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件（平成二十年社会保険庁告示第三号）

二 政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額（平成二十年社会保険庁告示第五号）

三 健康保険法第四十七号第二に規定する政府が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する件（平成二十年社会保険庁告示第八号）

四 平成二十年度における健康保険法第六十号第十一項及び第十二項の規定に基づく政府が管掌する健康保険の特定保険料率及び基本保険料率を定める件（平成二十年社会保険庁告示第十六号）

○農林水産省告示第四百二十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十年九月三十日
農林水産大臣 石破 茂

一 保安林の所在場所 秋田県秋田市森吉字森吉沢・字丹澤・字小澤・字大印沢・字尻高沢・阿比立内字内沢（以上六字園有林、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施設要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字内沢（次の図に示す部分に限る。）
その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二二二号
株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に伴い、及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第四号（商品取引所法第三百二十条第一号及び第二号の規定に基づき、委託者保護基金の業務上の余裕金及び委託者保護資金の運用として、保有できる有価証券及び預金

をすることができ金融機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年九月三十日
農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博

第一号ハ中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第一号ニを次のように改める。
二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八号第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号の第二項（同法第二十四号）の規定による債券を含む。）

○経済産業省告示第二百七号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二号第四項第五号の規定に基づき、同法の業種を次のように指定する。

平成二十年九月三十日
経済産業大臣 二階 俊博

1 指定業種
番号 業 種 名

一 素材生産業、素材生産サービス業
砂・砂利・玉石採取業
一般土木建築工事業
土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
造園工事業
しゅんせつ工事業
舗装工事業
建築工事業（木造建築工事業を除く。）
木造建築工事業
建築リフォーム工事業
大工工事業
とび・土工・コンクリート工事業

二 鉄骨工事業
鉄筋工事業
石工・れんが・タイル・ブロック工事業
左官工事業
金属製屋根工事業
板金工事業
建築金物工事業

三 建築金物工事業

四 建築金物工事業

二十	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	五十八	模様形製造業	九十七	革製履物製造業	百三十二	その他の金物類製造業（建築用金物製造業、建具用金具製造業、鋸前製造業、かぎ製造業、戸車製造業及びドアクローザ・ヒンジ製造業に限る）
二十一	道路標示・区画線工事業	五十九	織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）	九十八	革製手袋製造業	百三十三	建設用金属製品製造業（鉄骨製造業に限る）
二十二	床工事業	六十	ニット製外衣・シャツ製造業	九十九	かばん製造業	百三十四	建築用金属製品製造業（建築用金物を除く）
二十三	内装工事業	六十一	下着類製造業	百	袋物製造業	百三十五	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）
二十四	ガラス工事業	六十二	下着類製造業	百一	毛皮製造業	百三十六	木材加工機械製造業
二十五	金属製建具工事業	六十三	下着類製造業（足袋製造業、繊維製草履・同附属品製造業を含む）	百二	毛皮製造業	百三十七	金型・同部分品・附属品製造業
二十六	木製建具工事業	六十四	ネクタイ製造業	百三	毛皮製造業	百三十八	レンジフード製造業（卸売業を含む）
二十七	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	六十五	靴下製造業	百四	毛皮製造業	百三十九	船舶用機関（船用内燃機関のうち千馬力以上を除く）又は船舶用品（ポンプ、電気機器及び係船・荷役機械を除く）の製造又は修理業
二十八	防水工事業	六十六	帽子製造業（帽体を含む）	百五	毛皮製造業	百四十	自転車・同部分品製造業
二十九	はつり・解体工事業	六十七	毛皮製衣服・身の回り品製造業（卸売業を含む）	百六	毛皮製造業	百四十一	眼鏡製造業（枠を含む）・眼鏡部分品製造業（中間加工業及び眼鏡資材卸売業を含む）（眼鏡機械製造業を含む）
三十	カーテン・ウォール工事業	六十八	布団製造業	百七	毛皮製造業	百四十二	ベトナム製品製造業
三十一	電気工事業	六十九	タオル製造業	百八	毛皮製造業	百四十三	ベトナム製品製造業
三十二	電気通信・信号装置工事業	七十	一般製材業	百九	毛皮製造業	百四十四	ベトナム製品製造業
三十三	管工事業（さく井工事業を除く）	七十一	床板製造業	百十	毛皮製造業	百四十五	ベトナム製品製造業
三十四	機械器具設置工事業	七十二	木材チップ製造業	百十一	毛皮製造業	百四十六	ベトナム製品製造業
三十五	築炉工事業	七十三	造作材製造業（建具を除く）	百十二	毛皮製造業	百四十七	ベトナム製品製造業
三十六	熱絶縁工事業	七十四	集材製造業	百十三	毛皮製造業	百四十八	ベトナム製品製造業
三十七	道路標識設置工事業	七十五	建築用木製組立材料製造業	百十四	毛皮製造業	百四十九	ベトナム製品製造業
三十八	さく井工事業	七十六	バーテックルボード製造業	百十五	毛皮製造業	百五十	ベトナム製品製造業
三十九	水産練製品製造業	七十七	銘板・銘木製造業	百十六	毛皮製造業	百五十一	ベトナム製品製造業
四十	塩干・塩漬食品製造業	七十八	木材製品処理業	百十七	毛皮製造業	百五十二	ベトナム製品製造業
四十一	冷凍水産食品製造業	七十九	木製家具製造業（漆塗りを除く）	百十八	毛皮製造業	百五十三	ベトナム製品製造業
四十二	その他の水産食品製造業（煮干製造業、煮干製造業、塩干製造業、水産つくだ煮製造業、水産漬物製造業、味り干製造業、水産珍味加工品製造業に限る）	八十	金属製家具製造業（金属製流し台、調理台、ガス台製造業に限る）	百十九	毛皮製造業	百五十四	ベトナム製品製造業
四十三	豆腐・油揚げ製造業（しみ豆腐製造業に限る）	八十一	宗教用具製造業	百二十	毛皮製造業	百五十五	ベトナム製品製造業
四十四	綿紡績業	八十二	建具製造業	百二十一	毛皮製造業	百五十六	ベトナム製品製造業
四十五	化学繊維紡績業	八十三	壁紙・ふすま組製造業	百二十二	毛皮製造業	百五十七	ベトナム製品製造業
四十六	ねん糸製造業	八十四	繊維板製造業	百二十三	毛皮製造業	百五十八	ベトナム製品製造業
四十七	織物業（織物のたて糸のり付け業、経業、紋紙製造業、おさ通し業及びその通し業を含む）	八十五	金箔印刷業	百二十四	毛皮製造業	百五十九	ベトナム製品製造業
四十八	ニット生地製造業	八十六	けい酸質肥料製造業	百二十五	毛皮製造業	百六十	ベトナム製品製造業
四十九	綿・スフ・麻織物機械染色業、絹・人絹織物染色業、織物整理業	八十七	にかわ製造業	百二十六	毛皮製造業	百六十一	ベトナム製品製造業
五十	毛織物機械染色整理業	八十八	接着剤製造業	百二十七	毛皮製造業	百六十二	ベトナム製品製造業
五十一	織物手加工染色整理業	八十九	プラスチックインフレーションチュール製造業	百二十八	毛皮製造業	百六十三	ベトナム製品製造業
五十二	綿状繊維・糸染色整理業	九十	プラスチック床材製造業（加工業を含む）	百二十九	毛皮製造業	百六十四	ベトナム製品製造業
五十三	ニット・レース染色整理業	九十一	プラスチック床材製造業（加工業を含む）	百三十	毛皮製造業	百六十五	ベトナム製品製造業
五十四	繊維製品染色整理業	九十二	電気機械器具用プラスチック製品製造業	百三十一	毛皮製造業	百六十六	ベトナム製品製造業
五十五	繊維製品染色整理業	九十三	ポリスチレンフォーム製造業	百三十二	毛皮製造業	百六十七	ベトナム製品製造業
五十六	漁網製造業	九十四	強化プラスチック製浄化槽製造業	百三十三	毛皮製造業	百六十八	ベトナム製品製造業
五十七	その他の網地製造業	九十五	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	百三十四	毛皮製造業	百六十九	ベトナム製品製造業
	組ひも製造業	九十六	なめし革製造業（卸売業を含む）	百三十五	毛皮製造業	百七十	ベトナム製品製造業
			革製履物材料・同附属品製造業	百三十六	毛皮製造業	百七十一	ベトナム製品製造業